

氏名 一見 幸廣

登録番号 第 13110090 号

事務所名称 いちみ社労士事務所

事務所所在地 東京都豊島区池袋2丁目 69 番7号 恩田ビル 401 号室

所属社会保険労務士会 東京都社会保険労務士会

処分内容 4か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和5年3月 12 日から4か月)

処分理由 社会保険労務士法人 A(以下「法人 A」という。)に係る人材
開発支援助成金(セルフ・キャリアドック制度導入に係るもの。
以下「本件助成金」という。)の申請を提出代行するに当たり、
同申請の規定の添付資料である「申立書」(以下「申立書」と
いう。)について、自らが代表を務める社会保険労務士事務所
の事務員や法人 A が虚偽の内容の記載を行っていたにもか
かわらず、自らこの確認を行わず、虚偽の内容が記載された
申立書を本件助成金の支給申請書の添付書類として令和元
年5月 27 日及び同年6月 17 日に、それぞれ神奈川労働局長
あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第2項に定
める懲戒処分事由の「相当の注意を怠り、真正の事実に対し
て申請書等の作成、事務代理をしたとき」及び同法第 25 条の
3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしく
ない重大な非行があったとき」に該当するものである。